

区役所等で外線電話の通話録音を試行的に導入します

福岡市では、市民サービスの向上および業務の公正かつ適正な執行を図るため、一部の部署において外線電話の通話録音を試行的に導入します。

対象の部署に電話をかけると、録音をお知らせするアナウンスが流れ、通話の録音が始まります。

本取り組みでは、カスタマー・ハラスメントへの適切な対応や応対品質向上への効果を検証し、さらなる市民サービスの向上につなげていきます。

1 実施部署及び開始時期

実施所属	実施期間
市長室広聴課	令和8年7月1日(水) から令和8年度末まで
東区地域保健福祉課	
博多区生活環境課	
南区健康課	
城南区保護課	
早良区福祉・介護保険課	令和8年7月中 から令和8年度末まで
中央区納税課	
西区総務課	

2 録音データの取扱い

録音したデータは、個人情報の保護に関する法律等に基づき適正に管理し、本取り組みの目的の範囲内で利用するほか、法令に基づく場合を除き、他の目的で利用することはありません。

【お問い合わせ先】

総務企画局 服務課 内山(TEL:092-707-1856)